天保十五辰年

甫安袖手術一ミつん治之事

八月

洋学文庫
文庫8
J101

天保十五辰年

御安神子供一ゑり入用之事

八月

一日野様御物切ハ何れもさ
かくし候て別して花麗
ならざるのときや也
一飛鳥井殿の家ハ余り候ハ
日野様ハ代々遠の義而
其の御手も能々にて候
柳營様最上の御筆
の事に候
柳宮様の御手跡ハ最上の位
に候而以川の如くなり
最上の文盛して有へし
其外広忠の御手立数
の文字金にての内して
におゐて是非又ハすぐなる
所出来不申候人々
ゆへに御手前さへ御筆
これあるにては不申の内に
よのとも女白は御手
の古筆分つ是れハふのかさせ
の上まいり候可一向ゆし

猶く其儀ニかゝり申候
文政子年六月廿四日
柳宮様御婚礼ニ付 御上
日光様被為在御門跡
の為金三千両
柳営様ゟ被進候
御ゆるし 御受ハおさしとめ候得共
三千両ゟ上ニ而ハ有之候ニとも
御しゆうつき御沙汰無之
御手内ニ而出来やく
御多分ニへつらひ候得共 かしも
元来より上ケ置御ゆりく
ことさら御取計ひ何とも
気の毒なる金ハ置年
ころかん思ひ候得共
御らん也
日光様ニ者 宗本願寺を
石川南淳寺周寺
三千両余金子拾人御定メ
御上三百両ハ定
柳澤様ニハ御さしとめ
御内人様ニハ御
二百疋南殿様ニ而定
知恩院様ニハ御用
右之通ニ而ハ三千両余
宮方ニハ御手当宿
神山家上方ニ而

御絵柳ニ而も相渡さし上て
御日人柳屋ニ而も
二分足　有段柳屋ニ而足

知恩院様御用達朱
右之通之事子ニ而御座候右
定り中ニハ御池之坊宿
神山藤氏上田呂淳ニ付
而しこの事ニ付致候ニ付ハ
わかりの御物持も　おきさ
右之ニハ
御かう柳屋ニ而ありしさ
ニ入用ニ而遣物の底後
の通え之分ハ引こかり
申しまう物出物こかり
定めし廿二歩余之分
中ニハ不打後
御新柳の大病一ヶ月寛
七月六日湯葉去拘入一元の
東小　日香柳右如拘入
三度メ元の安まかりの
申し定中ニハ御の新
先例ニ而始り藤御を分
の根橋ハ上り中ニハ御之事
文政五年三月廿六日
大火之後龍焼の私かり

当済とも百両余かゝり
申候　文化三寅月如年
十二月めしかゝへ年季め
御免ニ候清昭ニ御府
七ケ年目の寅ノ三月中旬ニ
大きあまり　何月のうか
御相談之上御抱入
御内意今年ハ賢藤殿
の無相しもあらく
この年より八九年あまりはりね
御承知之年によく尼く
酒井様御稼分十五人扶持
にて御抱入なされ候得とも御抱入御
ものまへ六入御しめやく
いそしきやく候うと六か
かりに御家にてハ御宿
ハ安さり新ニ候も御承知も
のしまをつゝみかれの
業しうさニもあらくまず
よろしく清新ニかしも
のまき附ハ年宍人分日く
の入用ありなすつらく
稼申すハ病気といり

つき附ハ其人今日く
の入用も出来ずつゞく
相成ずハ病気といへり

ござり打続し凌かね
并はいくミさつ備ゆ
きりして尤も不の文ゆ
天保年ゟ大火ニ而去紀
とも(な)し 其の後し
なり御所長屋向普請
又も多くかゝりける
年々のためかゝり難き
去ル嘉永年ゟ一世帯
懐柄御ゑ(り)新織との人
雑費ゟ御沙汰
のかり茶目前ゟ目下は深
蒙り方々其東家先行物行
此事を存候 保年中ゟ
十ヶ年より仕送り人の
あまねく多くなり太く仕送りこ
人ニよきわし 勤定役
備筐にてかまくハ借用
如きの人もここ候ものの方
ころ都合粗き借用まり候ハ
つんすく損毛ハ夫り候判して
さしつまり是非なく
ころ世りにあゆゆハこまこ

又ハ三年目申ノ七月
知せん院様ハ御逝去ニ而
其の翌酉年七月
酒井讃岐様ハ御逝去
同年九月の播磨方
御引とかたまきことゆゑとて
一ケ年ハ御方わたくしとて
御備ハ川くさく長屋 住居
も外ゆ恐惑なし 大勢御出
ゆかり人 せ話いたし 住居
御普請様 殿様やも 被成
白延合のこと成るなりとて
右御殿方ハ酒井の御屋方
ニ屋敷いつ延と候へ 候儀とも
つれと家のゆりとなりなりこ
ほてさて候くの抱入様
其く云り又く成る
日妻郷の衣服も一向ニて
なりり衣文の者ハの福氣
川はまりてり 精知れ
ゑもこれきいや春内にも
なりりくく気になり 御年公
向いかしやにわけいお為
んかのいかく 節比
酒もかえ候し 何とんの福
又ニ御取あめて 住遠人
こゑ様を上中著不屋
の御定様見いたしたに付

たりける見ることは半宗
向いろ申さにわたりけれは当寺
んぎのおもむき能化
の所をもつて見届御たんの称

才にめでたくて　往還人
これ称念とや申若不座
の勧定済足いたしに付
又はゆきかゝりひに下段
新発意の沙弥中々出来
かくごのほとせうかく
出入親鸞聖人号円光
ある若衆山本勘左衛門
高士和尚は又この参り見合
往還り号清浄名増
世俗も悪敷なきのつく
日香極返て　日称ガ如く
日称相は仏くかく出家は
一向宗親鸞聖人にはまつ
など号浄代々七百年以上
係ものには寺の日人衆
ゆへ一向さいつくとも今まで
流れ年く相続候も称び
されとも聞には　日ごろとし
善鸞房は代々十人讃嘆
づくし善鸞房は十人讃として
一ケ年十四度ニ宛あつまり
ごとには月ニ何度一万四千
四来は集り候て大師ニ月ニ分

御うつり御家内上下九人
余の者とも御様なされ候
ゆへ中々いきつき候
こい余の弟とも表へし
つましく金子かたを入
まかりしくものゝかけなされ候
えのまゝいつそより
御宮様御代には世話も甚
御役衣物も多くせる分
日々来ノ反物表ぶりはこ
からこれよりも中く
日香様ニ代にありて世の
中々も遠いよりの人ありく
きひしく御油断も善
ゆへ御衣物其外出来物
一向そらく出来くのさるも
御衣裳にいうて文聞りは出
い掛御抱もいうて色
いろく文は志づくも
あまりくしぎゆへ候
まし家重にも見せく
なりも出くれ居候
日香様御初尾にはよの
中もよく見て候花も
あれよしゆへとうく
猿ありのさとき事ハ
生公人も居ふしく
御もの好ゆへ用てある

[illegible]

日吉禰宜の初子にはよの
中よしと見て揉花をみかえ
あはれよしとゆへとうく

旅中のあはれはことさら也へい
其人も今はむかしとなりて
消もの好む人風ごとなる
まていまの吉の御中その外
何事もかはりなき入用
中へ家を被成ける御年
人知ねらぬしみのこと
月日の送りかは此家
其の品知節敬してはなも
述へことその信ある
而 御先代様の御時 春す
の御こと文里とくと万政
勧中にはいろいろの事かは
まつ夜数の上に相木
又まへさけの自由を
かとは物事の余文政
ある春の亥子にて新一
ともに人長濱御にしを
切り植。目黄禰の元
にては[illegible]内かく不足に
有被木夜様に内田畑政
まるまゝ[illegible]不润ま
うつ見悦中に[illegible]春
菜人多節の入用多

日吉様より広大のこと
の今井といへるう
やう御本院殿のうち
曲物いたし十二両あまりと
借用いたし入用あまりに
二ヶ所御渡御談候ゆ
拾両の内いらぬ分の儀
の残り弐ハ御勘弁なれとも
の残りしあるへしの上二両
かしとも御借りなれ
なく中納言中将合
御本殿様御内に又は
衣服曲物いたしのこりに
いたし上京これまいる
のりとさせまへくの一せまいり
もいたしなくしてけんぞうかい
御本殿様御上ヶ置
目出度様御許候の儀の
其後如何の事ハ留守居
衣服の儀有くしかうれ
こと御道中まかなひく
曲物いたし御流中に
天保九戌年正月朔日
弘去物入甚しゆうこと 10

正月
大御新様より御候
目出度様ハ御結合の儀
…

曲物にて 御流中に
天保九亥年○正月末より 好せん
張去物入整しゆうこと

主正月
大御所様より御位く
日光様へ御答の趣中に
うち続くとし増の病者
ご氣ゆへにしるにて下
日光御位 御家にて其上
卯年正月神分に大病
の所三月末の性方押し
にお勤あそばし 四月十二日
日光へ御位にて 御立被
のお家にも 三年ご茶
ましまして日光より
還御 日光より故路に御着
右の物入の品 後東と
御被様の図 御役所
上りの御にて 日光様ら
に御有其の病得ゆへ
まく見えの御業やうて
ま先の家に為に勤被
若寿子の為に御
同六月十九日押に御立
七月十八日 光の御帰 御座

こゝに一つ安心あれハ
つらもなく只所無さハ
金の事のみ仕様よふく
此分年中丸印是非
去る年諸事右三ヶ条
河越様の家来用役に
金のかゝりの無き様にきやく
さし引出来さしつくへ
しかしの仕付方ハせひ請る
しかしとしるさいつし
も
越後屋白の様を預か
金三ま萬請[illegible]代
又其外金いすりのもと
あやうしさて料ハ[illegible]
松本の代ハ越後やといまさ
信州より[illegible]河越様
[illegible]彼是三ヶ条
三家の内々の[illegible]
の[illegible]中ハ[illegible]
余にの[illegible]代の[illegible]
三年三数[illegible]
のち[illegible]後[illegible]
[illegible]
[illegible]越後
[illegible]代六十数[illegible]
日光[illegible]
[illegible]
[illegible]

日光祭之節御代参
上席にて諸掛之間
かしづきし事どもいつしか
わすれの御本丸にて秋日
九月節句の頃より御病気
にて御引籠りさせ給ひ
ご遠慮あそばし御養生
いたせども御病はかばかしからず
の薬治は一向よりいたし
あらせ給ひ十二月廿七日
夜中の丑の刻ばかりに御
長屋罷帰り御病中の御
事ども思ひ出しつつ御
若くの病気にあらせ給ひ
にて候ひ長くゆかしきの内
同六月十七日暁
御本丸御出し上げちやく女
おこなひの寺せ法観覚院様
と称しもて境死しけり
あくの焼しゆきの華斗
仏のかたさく御前の御代
いつくしかたみや新やの
者の内に老いたる人

昨朝ゟ甚太家出く
御出張ニ候とも存し
くらへやのうちにて御式
ことも此方より出ト
日ニ香様ニハ長病ニ
此かが落て日増ニ病氣
口ニ而もあり間ト
一信様ゟ願之写之叔
花町住の名前ニて二十数
ト存当見まてハ沢
その不申藤右衛門又ハ
信用いたし化写甚致と
ふしきいたし候 御拝
いかれ 日香様参き
口論申 御ニ方 こと有
きらく物入も存候なく
吉富 御勘定所ニ而
かしかけ候年限金ニ
道前の甲斐守
新銀の信代百両ほし
えみの事にこと成候へは
是合ス々年の事子年
四月おこなや 御屋敷
上方名義へつもりの外ハ
一件彩而申ニ而 蔵ままの
是郷くニともかりの候て
帯

新

えのもとのことゝあそはれ

元禄六年の秋の年

四月おこなや　御年ハ二

よつ若ゐん〈〉もりまさハ

一惣領御事ニて　兄まし丘

是非しこまかの位にも

御家とよつ成御のよぎ

なくよてハふきも前きた

参り御入つき知く

御縁組ありて九ちどう

中へこのあさくおもハれ

二十歳計りかり〈〉より

御そく　御未ゟ一人御前に

出日林九月ニ　兵部少

御住所ト常府ニ十月

御所を見ふくらいりもく

いつしめしめ〈〉ほ三

十二月御下向

一位様　御中着と御鎌倉

御所御座　御せん仕

日香様ハおことや御一人ふも

一つきなりし

御茶御気に叶ふものゝ人

花町様こハ娘の深しね

いつく御りそらてうへ上下

女中のこと御見もあ

御本丸西丸けあ十余

15

さらさらきによろしき人々之
はらまらいとかゐかのト
是ハ御の所まで附けたし
ともかく村々皆かの
をして勧合いたしてたらく
前のとおり一つどお安神
の御納め後はに御ぬり
うちつき　日吉様
御祖先からこうえくわ旅
いずれもしてくれ往世
しなく海く今年へず
よくよく　篤志に嬉しく
一向君にとめ御中　秘ホ
えど有安神まで住めん
危きどうか格篤め頼みて
立の時さて衣類も沢山なく
うきまより太の浪華に
なくて御殺取りに是　秘ホ
君よりの者かしたら君づき
諸の事こえた浪人に御
秘ホ君共にをとびトかしこ
うさうひとめもかさこへ
取りなるつてちくしき
のうわしゅう祈りわり
うらめしとて候ふに目さ

を秘君も六月中いたし
お力えたとへかろうく
なかさかりおまゐ様に

うこひあきかなへに
ちりならてちかしゆうりはかり
のわしゆうりはつわり
うらみしかしかふ自出

是秘事も自出いて
ありたたくかくりて
なしかわしお生死は
人末は筋のかわれず
元より花経つてさとも
いかほつかずと
御先代様日蓮様御出世
はかの御中よりたきこと
給しも色経は沙汰
當安神一方に候ことふ
思ともたりたるとへ沙汰
事しゆうりえ重しても
おかりの御不申候
御中はこの所に候
節十三年とあうじん
つは法事この入申
もしひくく是は事の法
るさと是也もすまよ
御人知ぬこんまうに
のこ月御かわりまつ
さく 日蓮様は世
なま知うこときゆは又
先例とは法華きは

17

御役所より酒井江
ニ而差上り、此義ハ
村々ニ而事ニ相安
家督之義ハ公儀への勤定
相成申候

一 御[illegible] 弐百俵
　荒扇借代 年賦金〇之
　十三両ト金子百匁下落

一 新規借用 百両
　右之金〇之 六両
　右利分 十両
　札差料 三両ニ

一 先々抱借米酒 六両

一 一ヶ年 飯米代金俵
　さし引 衣扇一ヶ年
　[illegible] 十八両也

一 家内人数
　上 四人
　つき子 二人
　侍 一人
　女 一人
　中間 二人
　〆十人

上　……人

□□子　一人

侍　一人

女　一人

中間　二人

〆十人

但し中間一人ニ而ハ御ゆく
御用茶下ニハいつれもらくれ
急度御請申上候病用之節
日々代り之者を人つかい
候ても連下ニ而右中人御安く
金子ニ而ハ一切も不有之事共
つく病用勤之代りかね又
ハ夫ハ当日ゟ路用之人余
こなたとも此段之次第ニ付
下直ニ而当作当時ハ御座候迄も
こらへ置ても悪しき候ん
おし取り実稗いつれ
病用之儀ハ当作ハ家
夫々口米又持ニ而多く
いつも有候ハ其外達ニ取
のこし夫々とやかましく女
男女中せし一段
夫婦ニも実といつとも
りしても夫ニ夫々ぶ無
仰付候様いさゝも□□候様
つく